平成２５年（フ）第５１５号
神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10　市住３―1313号、従前の住所神戸市垂水区下畑町字上口874番地　コーポ上口104号
債務者　室屋　一光
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３３号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目23番11号　千鳥が丘アーバンハウスＢ―１
債務者　田中　絵美
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１５号
兵庫県宝塚市伊子志４丁目１番64―628号
債務者　柿川　　努
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
兵庫県伊丹市稲野町１丁目36番地の１
債務者　矢号　義久
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
兵庫県伊丹市西野８丁目５番地　県営伊丹西野第６住宅２号棟105号
債務者　運天真由美
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
兵庫県川西市下加茂１丁目15番８号、前住所兵庫県川西市萩原１丁目５番７号
債務者　仁木　健児
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
兵庫県川西市久代４丁目２番45号　101
債務者　向畑　順子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
神戸市西区伊川谷町有瀬817番地の１　111号
債務者　伊原成子こと　尹　　成子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
鳥取県米子市淀江町小波1221番地１　ルミエール２Ｂ102号
債務者　山石　裕美
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１７８号
愛媛県松山市古三津６丁目６番31号　鈴木マンション603号
債務者　田中　次男
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７９号
愛媛県松山市古三津６丁目６番31号　鈴木マンション603号
債務者　田中ミサヱ
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２５号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷676番地　相川アパート
債務者　杉野　秀之
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
兵庫県明石市魚住町清水1275番地の36、前住所兵庫県明石市魚住町清水2282番地の１　プレステージ明石西101号
債務者　有薗　宗隆
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
神戸市西区伊川谷町潤和1356番地の１
債務者　望月　俊秀
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
神戸市西区伊川谷町有瀬967番地の６　エフォート203号
債務者　川池　　敦
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
兵庫県淡路市中田50番地２　県営中田住宅１―202
債務者　長井　敏子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係